

○たつの市国民宿舎使用料徴収条例

平成17年10月1日

条例第197号

改正 平成25年12月27日条例第34号

平成27年3月27日条例第25号

令和元年6月28日条例第21号

令和6年6月28日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、たつの市国民宿舎の使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 前条の使用料は、別表に定める額に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を合算した額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(使用料の納付)

第3条 使用者は、宿泊等の使用が終わったときに使用料を納付しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、別に期日を定めることができる。

2 市長は、宿舎の使用を予約する者については、使用料の一部を前納させることができる。

(使用料の不還付)

第4条 既に納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、市長において特にやむを得ない事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の龍野市国民宿舎使用料徴収条例（昭和36年龍野市条例第31号）又は御津町営国民宿舎使用料条例（昭和48年御津町条例第282号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により使用の許可を受けた者に係る使用料の取扱いについては、

なお、合併前の条例の例による。

- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により使用の申請をし、施行日以後にこの条例の規定により当該使用の許可を受けた者に係る使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により施行日以後の使用の期間に係る使用料を徴収している場合は、当該使用料は、この条例の相当規定により徴収したものとみなす。

附 則（平成25年12月27日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日条例第25号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第2条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年6月28日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

1 赤とんぼ荘使用料

（1） 宿泊料（1泊2食付）

普通室（和室）

（単位：円）

使用料区分 使用者区分	宿泊料	食事料			合計
		朝食	夕食	計	
大人	4,000	1,200	2,000	3,200	7,200

小学生	3, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 0 0 0	3, 2 0 0	6, 4 0 0
幼児	実費				

特別室（和室バス・トイレ付）

(単位：円)

使用料区分 使用者区分	宿泊料	食事料			合計
		朝食	夕食	計	
大人	5, 0 0 0	1, 2 0 0	2, 0 0 0	3, 2 0 0	8, 2 0 0
小学生	4, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 0 0 0	3, 2 0 0	7, 4 0 0
幼児	実費				

- 1 宿泊時間は、午後4時から翌日午前10時までとする。
- 2 規定料金以外の食事料は、時価により算出した額とする。
- 3 1人で1室を使用する場合の宿泊料は、規定料金にそれぞれ1, 000円を加算した額とする。
- 4 土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）の前日（4月29日から5月5日まで、8月11日から8月15日まで及び12月30日から翌年の1月4日までを除く。）に宿泊するときの宿泊料は、規定料金に大人1, 000円、小学生800円を加算した額とする。
- 5 4月29日から5月5日まで、8月11日から8月15日まで及び12月30日から翌年の1月4日までの期間に宿泊するときの宿泊料は、規定料金に大人3, 000円、小学生2, 400円を加算した額とする。

(2) 休憩料

(単位：円)

使用時間の区分 室の区分及び定員数		3時間以内	6時間以内	割増料金1人増すごとに	
				3時間以内	6時間以内
個室	5人まで	2, 0 0 0	2, 6 0 0	3 0 0	4 0 0
中広間	20人まで	3, 8 0 0	5, 0 0 0	1 5 0	2 0 0
	35人まで	4, 7 0 0	6, 1 0 0	1 0 0	1 3 0
大広間	50人まで	5, 2 0 0	6, 8 0 0	1 0 0	1 3 0
	120人まで	12, 0 0 0	15, 0 0 0	1 0 0	1 3 0
	250人まで	23, 0 0 0	30, 0 0 0	8 0	1 0 0

- 1 午後4時以降の休憩料は、規定料金の2割増しとする。
- 2 幼児の休憩料は、無料とし、小学生の休憩料は、規定料金の5割とする。

(3) 客室へ配膳したときは、その飲食料金の1割を配膳料として加算する。

(4) 使用料の減免

種別	減免率
50人以上の団体で宿泊する場合の室料	1割

2 志んぐ荘使用料

(1) 宿泊料（1泊2食付）

普通室（和室）

(単位：円)

使用料区分	宿泊料	食事料			合計
使用者区分		朝食	夕食	計	
大人	5,000	1,400	2,400	3,800	8,800
小学生	4,000	1,400	2,400	3,800	7,800
幼児	実費				

特別室（和室トイレ付）

(単位：円)

使用料区分	宿泊料	食事料			合計
使用者区分		朝食	夕食	計	
大人	6,000	1,400	2,400	3,800	9,800
小学生	4,500	1,400	2,400	3,800	8,300
幼児	実費				

特別室（和室バス・トイレ付、洋室トイレ付）

(単位：円)

使用料区分	宿泊料	食事料			合計
使用者区分		朝食	夕食	計	
大人	7,000	1,400	2,400	3,800	10,800
小学生	5,500	1,400	2,400	3,800	9,300
幼児	実費				

特別室（洋室バス・トイレ付）

(単位：円)

使用料区分	宿泊料	食事料			合計
使用者区分		朝食	夕食	計	
大人	8,000	1,400	2,400	3,800	11,800
小学生	6,500	1,400	2,400	3,800	10,300
幼児	実費				

- 1 宿泊時間は、午後4時から翌日午前10時までとする。
- 2 規定料金以外の食事料は、時価により算出した額とする。
- 3 1人で1室を使用する場合の宿泊料は、規定料金にそれぞれ2,000円を

加算した額とする。

- 4 土曜日及び休日の前日（4月29日から5月5日まで、8月11日から8月15日まで及び12月30日から翌年の1月4日までを除く。）に宿泊するときの宿泊料は、規定料金に大人2,000円、小学生1,600円を加算した額とする。
- 5 4月29日から5月5日まで、8月11日から8月15日まで及び12月30日から翌年の1月4日までの期間に宿泊するときの宿泊料は、規定料金に大人8,000円、小学生6,400円を加算した額とする。

(2) 休憩料

(単位：円)

使用時間の区分 室の区分及び定員数		3時間以内	6時間以内	割増料金1人増すごとに	
				3時間以内	6時間以内
個室	大人1人	2,000	2,000		
405号 406号	15人まで	10,000	15,000	500	750
407号	30人まで	20,000	30,000	650	1,000
408号 409号 410号	15人まで	10,000	15,000	600	1,000
459号	15人まで	10,000	15,000	500	850
	30人まで	20,000	30,000	650	1,200
末広1号	25人まで	20,000	30,000	550	950
末広2号	30人まで	30,000	45,000	650	1,150
末広3号	50人まで	40,000	60,000	700	1,200
特別室	20人まで	10,000	15,000	300	550
写真室	25人まで	10,000	15,000	400	650
会議室(305号 306号)	40人まで	20,000	30,000	500	780
食堂(寿)	100人まで	50,000	75,000	400	650
大会議室(松竹)	350人まで	60,000	90,000	170	290
大会議室(鶴亀)	400人まで	100,000	150,000	250	390
		0	0		
1 幼児の休憩料は、無料とし、小学生の休憩料は、規定料金の5割とする。					
2 日帰入浴の料金は、大人500円、小学生300円、幼児(3歳以上)200円、高齢者・障害者400円とする。					

- (1) 高齢者とは、65歳以上の者をいう。
- (2) 障害者とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 3 幼児（3歳未満）の日帰入浴の料金は、無料とする。
- 4 日帰入浴の利用時間は、午前11時から午後8時までとする。

- (3) 結婚挙式料
 - 1組につき 挙式料 10,000円
- (4) 客室へ配膳したときは、その飲食料金の1割を配膳料として加算する。
- (5) 市長は、1人当たり飲食消費額3,000円以上の休憩客が2時間に満たない時間客室を使用して休憩するときは、その利用者の休憩料を免除することができる。
- (6) 使用料の減免

種別	減免率
30人以上の団体で宿泊する場合の室料	1割
20人以上の学生団体で宿泊する場合の室料	1割